

令和3年第20回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和3年10月21日(木) 午前10時00分
- 2 閉会日時 令和3年10月21日(木) 午前11時15分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

(委員)

教育長 五十嵐 俊子	委員 坂本 真理子
委員 大日方 邦子	委員 平岩 国泰
委員 松澤 香	委員 松本 理寿輝

(事務局職員)

教育委員会事務局次長	富井 一慶
教育委員会事務局次長	小泉 武士
教育政策課長	篠原 保男
学務課長	工藤 和子
教育指導課長	渡辺 浩一
地域学校支援課長	小林 由江
教育センター所長	小林 繁
副参事(特命担当課長)	(教育センター所長兼務)
生涯学習振興課長	熊澤 雄一郎
中央図書館長	勝部 弘樹
学校施設整備調整担当課長	堀江 崇

(書記) 小山 夏紀 伊藤 伸雄

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第49号 渋谷区教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

議案第50号 渋谷区放課後クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

報告

(1) 令和3年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について

[資料1：令和3年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について]

(2) 渋谷区いじめ防止基本方針について

[資料2：渋谷区いじめ防止基本方針（案）]

議事運営等

- 令和3年第20回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に松澤委員を指名

■ 教育長報告要旨

○はじめに、10月7日に、中学校3年生の部活動の成果発表の場として、渋谷区立中学校連合音楽会がLINE CUBE SHIBUYAで開催された。今年度は、ブラスバンド部が様々な制限の中で、工夫して練習してきた成果を発揮した。次に、小学校の移動教室等の宿泊行事についてである。緊急事態宣言下において延期としていた、小学校5年生の飯山や国立那須甲子等への夏季自然体験教室、小学校6年生の日光高原学園は、今月に入り、順次、実施している。自然体験教室は、10月7日からの上原小学校に始まり、昨日までに11校で実施され、夏季野外学園は10月5日からの渋谷本町学園に始まり、6校で実施された。また、4年生の移動教室についても、国立中央青少年交流の家を中心として、順次、実施されている。いずれの事業も、一部、日帰りに変更している学校があるものの、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施出来なかったものであり、子供たちや教員にとって喜びもひとしおであったと思う。宿泊事業等は、子供たちの学校生活に潤いや変化を与え、思い出に残るなど、有意義な教育活動になる。緊急事態宣言が解除されたからといって気を緩めることなく、感染防止策の確実な実施や保護者の理解・協力を得ながら、今後も事業を実施していきたいと思う。最後に、10月23日から、松濤美術館において、開館40周年記念となる白井晟一入門展が始まる。この企画展は、初期から晩年までの白井建築や、その多彩な活動の全体像に触れる構成としている。12月12日までの第1部では、白井晟一氏の設計した展示室でオリジナル図面、建築模型、装丁デザイン画などを展示し、1月4日から30日までの第2部では、晩年の代表的建築の一つである松濤美術館に焦点を当て、展示室を白井氏がイメージした当初の姿に近づけて公開する。

◆ 議案第49号

渋谷区教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

一◇ 説明要旨

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義が「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と規定された。いじ

めは、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性があるという認識の下、学校においては、見逃しがちな軽微ないじめも確実に認知するとともに、教員が一人で問題を抱え込まず組織的に対応し、問題の解決を図ることが求められている。しかしながら、本区においても、これまでいじめの事案が発生したときに、迅速に教職員間で情報を共有し、事実確認を行うなどの初期対応が十分でないことなどにより、いじめ問題が長期化、複雑化するケースも散見されていた。今後、渋谷区立学校においては、渋谷区いじめ防止等対策推進条例等に基づき、各校が定める学校いじめ防止基本方針の改善を図るなど、より実効性のある、いじめの防止等の対策を推進していく必要があると考えている。以上のことから、「渋谷区立学校のいじめの防止等の対策を推進するための方策について」諮問するものである。

—◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

◆議案第50号

渋谷区放課後クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 -----

(※別紙資料に基づき地域学校支援課長が説明)

○今回の改正は、規則第11条において、見出し中の「指導員」を「職員」に、同条中の「指導員」を「職員」に、同条第4号中の「指導員」を「支援員」に改めるものである。また、別記第2号様式を標準的な様式に改めるものである。改正の理由は、まず、規則第11条については、第1号から4号において、支援員や補助員等複数の職名を含むことから、見出し中と同条中の「指導員」を「職員」に改めるものである。また、第4号については、特別支援担当になる職員に『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定される基準を満たす者の資格を求めていることから「特別支援担当指導員」を「特別支援担当支援員」に改めるものである。次に、別記第2号様式については、内閣府・厚生労働省通知（府子本第782号、子保発0705第1号）「就労証明書の標準的な様式の改定について（通知）」において、デジタル化に対応する新たな標準的な様式として作成された就労証明書（簡易版）の積極的な活用を求められているため、様式を改めるものである。保育園の入園手続きに使用する就労証明書についてもこの標準的な様式が使用されるため、

登録手続きの際、一部保護者の負担を軽減するものである。附則については、この規則は公布の日からの施行としており、本日決定後、直ちに公布する。また、経過措置として、改正前の規則で定める様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することが出来ることとしている。

—◇質疑応答 -----
○なし。

—◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆報告 1

令和3年度「健康優良努力児童・生徒表彰者」及び「歯・口の健康優良努力児童表彰者」について

—◇説明要旨 -----
(※別紙資料1に基づき学務課長が説明)

○昭和41年以降、毎年度、渋谷区学校保健会及び教育委員会の共催事業として、小中学校と学校医、学校歯科医の協力により実施しているものである。まず、表彰の種別であるが、健康優良努力児童については、対象が小学校6学年の児童で、各校から2名以内の推薦を受け、学校保健会理事会の承認をもって、表彰者を決定しているものである。また、健康優良努力生徒は、中学校3学年の生徒を対象とし、各校から2名以内、歯・口の健康優良努力児童は、小学校5学年の児童を対象とし、各校から2名以内の表彰者を決定しているものである。それぞれ表彰の趣旨として、在学中に健康の保持増進に努め実践している者、日頃から歯の健康維持に努力している児童を表彰している。また、選出の観点として、日頃から健康に留意していることに加え、健康に対する関心を有していることや、健康維持のため実践活動を行っていることなども挙げられている。本年度の表彰者については、健康優良努力児童及び歯・口の健康優良努力児童が各36名、健康優良努力生徒が16名、計88名である。表彰式については、今年度も新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から文化総合センター大和田の伝承ホールでの開催は中止とし、各校の全校集会等で実施する。

—◇質疑応答 -----
(松澤委員)
○表彰の対象が小学校5年生、小学校6年生、中学校3年生の高学年に限定されている理由を教えてください。

(学務課長)

○低学年からの家庭での取組や本人の取組、また、表彰されている高学年の姿を低学年が見ることで、自分自身の意識を高めていくという観点から高学年を対象としていると認識している。

(松澤委員)

○学年ごとに頑張っている子供もいると思うので、このような取組を続けていけるような別の機会があれば良いと思った。

(坂本委員)

○最近ではデンタルIQの高い保護者が多く、虫歯の子供が少ないため、歯・口の健康優良努力児童表彰者を選ぶことは、時間もかかり大変だと思うが、表彰された児童は、受賞されたことで、自分への自信につながり、大人になってからも子供のときに健康優良努力児童であったことが良い思い出となっている。先生方は選出にご苦労されるが、良い取組であると考えている。

(平岩委員)

○皆勤賞との関係について教えてほしい。

(学務課長)

○平成29年度に規定を見直し、皆勤賞や学業成績の良好は除いている。児童・生徒の健康増進と体力向上について、学校の先生に評価してもらい、その意欲を認めてもらう方向にシフトしているため、従来の表彰とは異なっている。

(坂本委員)

○生活習慣が整っている子供たちは、口の中も体も健康だと思う。

(平岩委員)

○総合的に表彰者を選んでいるという点で、表彰方法については良いと思った。また、外遊びをすることは、良い生活リズムを作り、目にも良いというデータもある。健康的な暮らしをして、早く寝て、よく食べることが大事である。

---◇議事結果 -----

○了承する。

◆報告2

渋谷区いじめ防止基本方針について

一◇説明要旨

(※別紙資料 2 に基づき教育指導課長が説明)

○この基本方針は、区長決定となるため、案としてお示しする。渋谷区いじめ防止等対策推進条例第 10 条には、「区は、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定により、法第 11 条第 1 項に規定する文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針を参酌し、渋谷区いじめ防止基本方針を定めるものとする」と示されている。本基本方針の概要について説明する。「第 1 基本方針策定の意義」については、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、早期対応、重大事態への対応のため、いじめの防止等の総合的な対策を実効的に推進するための基本方針を定めるものとしている。「第 4 いじめ問題への基本的な考え方」については、いじめは、どの学校にも起こり得るという認識の下、区及び教育委員会、学校、家庭、地域社会その他の関係機関は、日常的に未然防止に取り組むことや、いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方はしないことなどが示されている。「第 5 学校における取組」については、未然防止として、いじめに関する校内研修や、授業を年間 3 回以上実施することや、子供たちがいじめを自分の問題として捉え、いじめ防止について主体的に考え、行動出来るような取組を推進するとされている。早期発見として、いじめに関するアンケート調査を年間 3 回以上実施することや、国、都、区等の相談窓口を定期的に周知することなどが示されている。事実確認として、いじめやいじめの疑いを把握した場合に、教職員は役割を分担し、事実関係を可能な限り詳細に確認することや、その確認事項や今後の対応方針について、関係する保護者に共有することなどが示されている。昨今、本区におけるいじめ事案については、この事実確認が不十分なことから明確な対応方針が立てられず、保護者に不信感を抱かせ、問題が長期化、複雑化するケースが散見されている。こうした状況を踏まえ、本区の基本方針には「事実確認」を強調して示すこととしている。早期対応として、一人の教員が問題を抱え込むことがないように、組織として対応すること、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童等を指導する一方、良かれと思って行った言動や意図せず行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などは、一律に厳しい指導に終始することがないように配慮することなどが示されている。次に、重大事態についてである。重大事態は大きく二つに分類される。一つ目は、いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、二つ目は、いじめにより子供が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとされている。相当な期間とは 30 日を目安とすることになっている。重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて区長に報告し、当該重

大事態の調査に当たることとしている。また、重大事態に該当するかどうか、校長が判断に迷う場合は、教育委員会と迅速に協議し判断するよう示している。最後に、「第6区及び教育委員会における取組」については、三つの委員会等の設置を示しており、いじめの防止等の対策における重層的な支援及び責任体制を示している。一つ目は、「渋谷区いじめ問題対策連絡協議会」であり、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的としている。二つ目は、「渋谷区教育委員会いじめ問題対策委員会」であり、教育委員会の附属機関として、いじめの防止等のための対策を実効的に行うことを目的としている。三つ目は、「渋谷区いじめ問題調査委員会」であり、区長の附属機関として、当該重大事態の調査結果について再調査を行うことを目的としている。今後のスケジュールであるが、区長部局において決裁された後、広く広報を行うとともに、各学校に周知し、学校が策定しているいじめ防止基本方針について年内を目途に改定を図る予定である。

—◇質疑応答 —————

(松澤委員)

○渋谷区いじめ防止基本方針の作成のプロセスについて教えてほしい。

(教育指導課長)

○東京都や多くの自治体が既にいじめ防止基本方針を策定しており、これらを参考にしている。また、区長部局とも連携を図り、内容を確認して、現在の案に至っている。

(松澤委員)

○渋谷区らしさや、これまでの課題等が反映されていれば教えてほしい。また、「スクールカウンセラーに躊躇することなく相談出来る環境を作るための全員面接」が、原則、小学校5年生と中学校1年生である理由を教えてほしい。

(教育指導課長)

○いじめの事案が発生した際の対策について、「(3) 事実確認」を取組の段階として項出しにすることで、対応方針を教職員や保護者と共有して、その理解の下、進めていくことに渋谷区は力を入れている。また、スクールカウンセラーによる全員面接の対象については、東京都の施策に沿っている。

(松澤委員)

○誰かに相談出来る環境は非常に重要だと思っているが、子供の成長やいじめの発生のタイミングを考慮したときに、小学校5年生が、全員面接の最初の

機会が良いのかについて、疑問に思った。今後、取組の中で低学年を対象とすることも検討していただきたい。また、「(3) 事実確認」については、非常に良い検討だと思った。そして、欠席についての「相当の期間」については、いじめの事案の認識の観点から非常に重要なポイントであり、この点に関する記述についても、良く検討されていると感じた。最後に、渋谷区のスクールロイヤーの検討状況について教えてほしい。

(教育指導課長)

○スクールロイヤーについては、実務的な導入には至っていない。

(松澤委員)

○教員のサポートや、専門家としての役割も非常に大きいと思うので、是非、前向きに検討していただきたい。

(平岩委員)

○スクールロイヤーは、是非、導入していただきたい。一校に一人ではなく、区に配置するのが良いと思う。

(坂本委員)

○小学校に入学する前に、保育園や幼稚園の頃の情報を小学校に共有することが、切れ目のない支援となり、丁寧な教育につながると思う。

(松本委員)

○保育園や幼稚園では、保護者との信頼関係を築いたり、保護者同士の関係を把握していたりするので、保育園や幼稚園と学校をつなぐネットワークを工夫出来たら良いと思う。また、スクールロイヤーについては、責任の分散や組織的に解決していくためにも、是非、検討していただきたい。

(大日方委員)

○いじめられている側の視点が少し入ると良いと思った。いじめの被害に遭った当事者は、この方針を見られると思うが、事案解決に向けたフローについて、読み取りづらいと感じた。具体的には、7ページ目に協議会や委員会の設置について記載されているが、これらの関係性については、フローとしてまとめることで、保護者と行政が共通認識を持ちやすくなると感じた。また、事実確認は重要だと思うが、当事者にとっては相当つらいことなので、時間はかかるが、丁寧に対応することが必要だと思う。そして、事実確認とその対応を並行して行っていくことが重要だと感じた。

(松澤委員)

○渋谷区いじめ防止基本方針の子供への伝え方が課題だと思う。子供へのアプローチについて、渋谷区として既に行っている事例があれば教えてほしい。

(教育指導課長)

○長期休業に入る前に、教育委員会から各学校に対して、相談窓口一覧が直接子供たちに渡るように周知している。今後は、タブレット端末でいつでも相談窓口一覧が確認出来るような仕組みも並行して進めている。

(松本委員)

○子供たちに協力してもらえそうな仕組みも考えていければ良いと思う。具体的には、いじめを見たり、感じたりした場合に、周りからも匿名で投稿出来るような仕組みであったり、当事者として匿名でメール等で投稿出来るような仕組みである。ただ、これらについては、うのみにせず、しっかりと調査をしていくことが前提である。

(教育指導課長)

○いじめ防止等の観点から、現状、子供たちにメールアドレスは付与していない。

(坂本委員)

○しっかりした仕組みを作らないと危険だと感じた。また、スクールカウンセラーによる全員面接は、一人のカウンセラーだけでなく、複数のカウンセラーで実施することで、違う考え方も出ると思うので、一つの考え方で決めないようになりたい。

(教育指導課長)

○いじめ問題は、一人で抱え込まず、組織で対応することが基本的な考え方である。また、スクールカウンセラーによる全員面接の実態であるが、子供にとっては、教育相談室に入ることが一つのハードルになっていることもあるため、学校によっては、まず、複数のグループでスクールカウンセラーと会話を交わして、その後、個人的な相談に入っていけるような対応を取っている。

(坂本委員)

○いじめる側のケアも大切だと思った。

(教育指導課長)

○現在は、いじめる側といじめられる側が逆になることが、往々にして起きている。そのため、教育的配慮を持って加害児童、被害児童に対応していきたいと思う。

(平岩委員)

○子供たちがダイレクトに投稿出来る仕組みは、十分に検討する価値があると思った。

(大日方委員)

○4ページ目の「3 学校におけるいじめの防止等に関する取組(1)未然防止」についてであるが、「ちがいを ちからに 変える街。渋谷区」を要素として入れると渋谷区らしさがはっきり出ると思った。また、相談窓口については、子供目線で検討していただきたい。

(教育委員会事務局次長)

○タブレット端末上で確認出来る相談窓口一覧については、分かりやすい形での仕組みを検討しているところである。また、子供たちにメールアドレスを付与していないため、送信機能のみとなってしまうのが現状である。これについては、技術的にも検討が必要であると考えている。

(大日方委員)

○相談窓口一覧を作成するに当たって、困ったときには、学校の先生やスクールカウンセラーなど、近くの人にもSOSが出せるということを、子供目線でアクセスしやすいような工夫が出来ると良いと思った。

(松澤委員)

○東京都にLINEによるいじめ相談があった場合、東京都と渋谷区の情報連携について教えてほしい。

(教育指導課長)

○LINEによるいじめ相談については、相談者が特定されないことも多い。そのため、相談員は相談者の了解を得ながら慎重に対応し、渋谷区に関連する内容があれば、渋谷区に連絡する仕組みになっている。

(松澤委員)

○渋谷区独自のLINEによるいじめ相談があれば、個人情報の観点からもやりやすくなると思うので、是非、検討していただきたい。

--◇議事結果 -----

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 五十嵐 俊 子

委 員 松 澤 香